

(陳受R7第2号)

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書

受理年月日

令和7年1月17日

陳情者

東京都足立区大谷田2-3-35-3-1407
パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会
事務局長 佐々木 一也
ハラスメントから職員を守る山口県民の会
代表 松西 敦夫

陳情の要旨

別紙のとおり

令和7年2月5日

光市議会 議長 殿

パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会
事務局長 佐々木一也
ハラスメントから職員を守る山口県民の会
代表 松西敦夫

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書

慢性化している議員から職員へのハラスメントの是正のために

<当会について>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが度々問題となっており、その是正のために、庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自粛を求める陳情が地方議会75か所で採択され、改善されております。

本連絡会は、各地の陳情提出者間の情報交換を通して「本件は全国自治体で慢性化しているハラスメント問題である」と再認識し「ハラスメントから職員を守る山口県民の会」と連携して、心ある首長、議長双方に抜本的解決を求める要望書の提出を決定しました。当会としては、しごく当然の要望内容であると考えております。ハラスメントは人権侵害であり、決して許されるべきものではありません。どうぞ最後までご一読いただき、善処いただけるよう何卒お願い申し上げます。

<要望理由>

添付資料のとおり、「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、30以上の自治体で実態調査が行われました（P2）。わかる範囲でまとめてみましたので参考になさってください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員が、おしなべて3割（3人に1人）以上にのぼっています。例えば東京都港区（令和6年11月実施）では、勧誘をうけた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割になりました。これは、議員から職員への「党機関紙の購読強要の実態」であり、庁舎内でハラスメントとして慢性化している証左です。

また、職員の自由記述を求めた自治体アンケートの結果もぜひご確認ください（P5）。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態把握を実施していない自治体の多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスは「なかったこと」にされ続けているのです。（P7）

一連の調査で明らかになった事は、勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中していることです。令和7年も3月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、心配して今回の要望書を出しております。むろん、一連の調査結果から、全ての会派に当てはまる問題でなく、特定政党に限られる事案であることも承知しています。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります (P12)

議員と職員は本来的には対等の関係のはずですが、ハラスメント行為が伴えば、それが歪な関係に転じます。議員が自覚なく圧力をかけているケースもあるとは存じますが、「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば、議会・行政の双方で厳格な対策が求められるのは当然のことです。

繰り返しますが、議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、個人や家庭における経済的負担になっています。(P3)

議員による職員に対するパワハラ行為は絶対に放置してはなりません。令和2年6月にパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も85にのぼります。

貴自治体においては、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為がないかどうか、またその勧誘で心理的圧力を感じている職員がいないか、現状把握に努めていただけますようお願い申し上げます。

特に、庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可証が必要な行為のはずです。政党機関紙勧誘行為においても、議員の皆様はそのルールを遵守いただくよう、議会・行政双方で確認いただく事が根本的問題解決につながると当会は考えています。

<要望項目>

- ① 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、首長と議長との間でご確認をお願いいたします。許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた実態があれば、規則遵守や、ハラスメント問題への厳格な対応が求められている国民の声が大きいことを鑑み、今年から改めてください。
- ② 議長と首長の協議の上、貴自治体において「職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかの職員アンケートの実施が望ましい」と判断された際は、ぜひ速やかな実態調査をお願いします。

連絡先 〒120-0001 東京都足立区大谷田 2-3-35-3-1407 事務局長 佐々木一也
電話番号 03-4446-3679 FAX 050-6883-5464

E-mail: contact@renrakukai.net URL: <https://renrakukai.net/>

ハラスメントから職員を守る山口県民の会と連携して提出しておりますが、本要望書へのお問い合わせは、こちらをお願いします。



ハラスメントから職員を守る山口県民の会
要望者名簿

松西敦夫（代表）

安藤泰志

安藤奈直

高田健司

宮田太郎

吉村正

佐伯文子

和西恵

《討議資料》

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

議員から職員へのハラスメント
の是正のために

討議資料①

政党機関紙勧誘について職員アンケートの結果と分析（2～7頁）

討議資料②

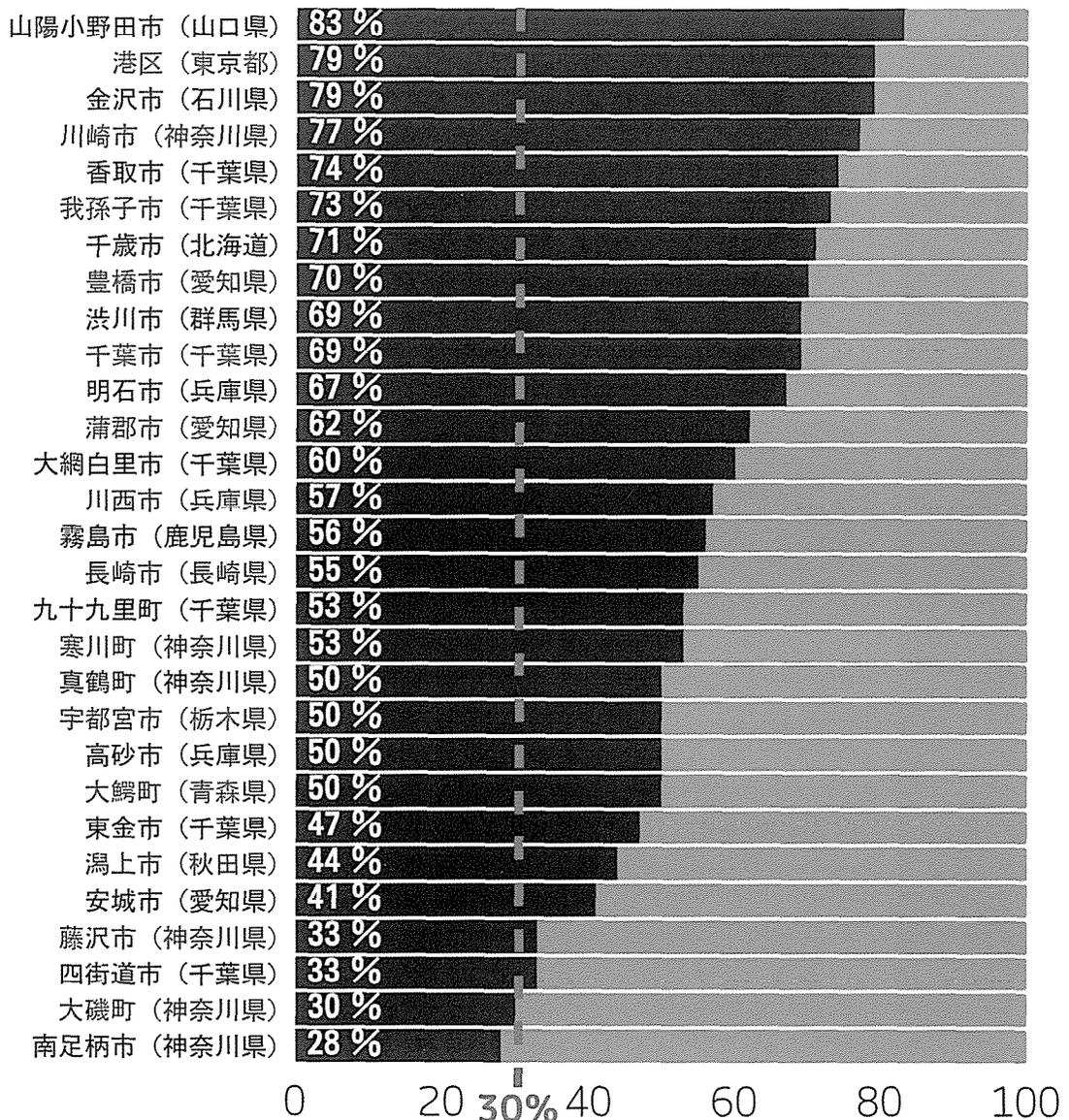
庁舎内の政党機関紙パワハラ勧誘防止へ各自治体対応（8～10頁）

討議資料③

議員から職員へのパワハラ勧誘を懸念する報道及び住民陳情採択（11～12頁）

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートを実施した事例

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



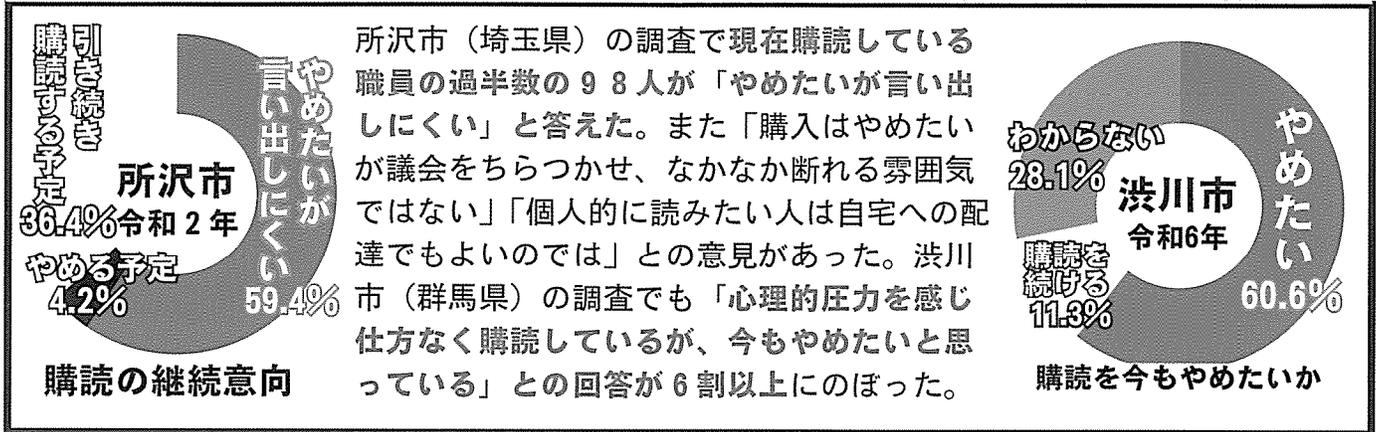
庁舎内ハラスメントへの関心の高まりから、少なくとも30自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。行政は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。



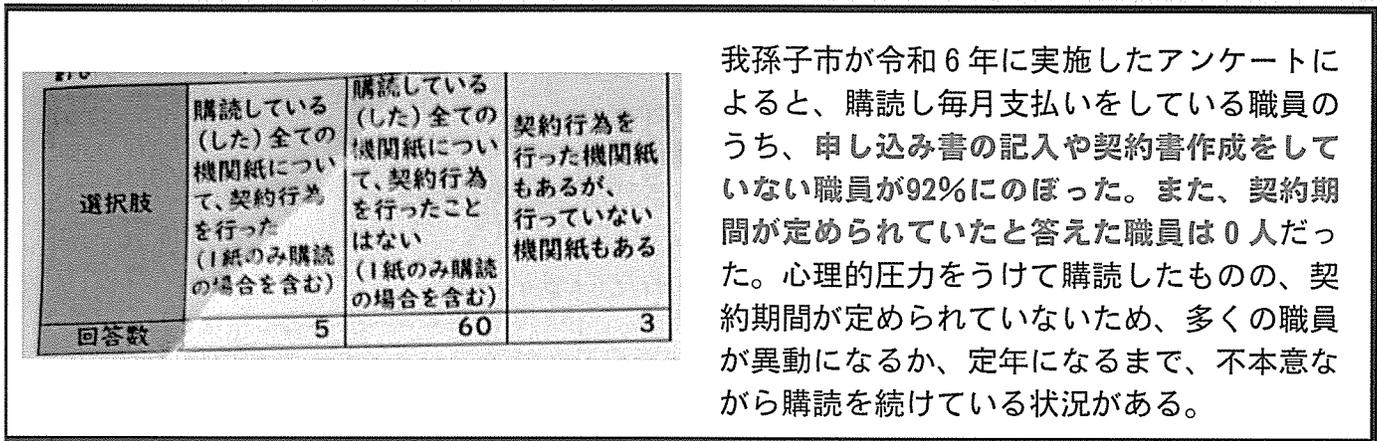
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載。元データの一部を左記QRコードからご覧いただけます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

職員の過半数が「購読をやめたいが、議員に言えない」



契約書がなく、契約期間が定められておらず、不本意な購読が続く



庁舎内で機関紙勧誘するのは特定政党（1政党または2政党）

	計	部長	次長	課長 室長	主幹	課長補佐 専門員
現在購読している	47	12	1	24	4	6
過去に購読していた	34	2	4	15	5	8
購読したことはない	262	7	4	44	42	165
計	343	21	9	83	51	179

すべて「しんぶん赤旗」を購読

豊橋市が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった。選択肢は、公明新聞、国民民主プレス、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他（自由記述）となっていた。他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らか。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

自治体が通達を出してもパワハラ勧誘が続くケースがある

設問 2018年（平成30年）4月以降（前回の通達発出後）、庁舎内において市議会議員から政党機関紙購読の勧誘を受けた際に、心理的な圧力を感じたことがありますか。

回答 「ある」・「ない（＜勧誘を受けたことがない＞も含む）」

（6）調査結果

回答数	426	
回答	ある	ない （＜勧誘を受けたことがない＞も含む）
回答数	141	285

＜実態調査（アンケート）結果まとめ＞

回答率：69.4%（回答者426/対象者614）

心理的圧力を感じたことがある割合：33.1%（141/426）

藤沢市議会で2018年に「政党機関紙勧誘の自粛を求める陳情」が採択され、管理職の7～8割が、特定政党の市議に勧誘され、断り切れず購読している状況が明らかになった。市は陳情採択を受け、勧誘・配達・集金における執務室内への出入りを厳しく制限するなど、事態の改善を市議に促した。しかし、その後も特定政党によるパワハラ的勧誘が続いており、過去6年間で心理的圧力を感じた職員が実に141人にのぼった。

他自治体でも同様のケースがあり、陳情が採択され、行政が通達を出したとしても、庁舎内の機関紙勧誘が続く限り、職員へのハラスメントは続くことが多い。行政は、庁舎管理規定で無許可の政党機関紙勧誘を厳しく禁止することが肝要である。また、庁舎内の政治的中立性を維持するうえでも、職員が自ら機関紙の配達・集金を希望する際も「自宅に届けてもらう」という方針を明確に打ち出し、職員側にも徹底する必要がある。

その他、自治体アンケートで共通した傾向

- ① 勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないかと考える管理職もいる。
- ② 勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ 集金は毎月対面で行われる。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ 配達先は大半が職場。私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達ほとんどない。

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感じていた。
- ▶購入しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会対応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。
- ▶今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●港区（東京都）

「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート結果」

No. 1 本区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

ある 61人 ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを選択してください。

部長級 0人 課長級 30人 係長級 27人 その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

購読した。44人 購読したが、現在は購読していない。11人 購読を断った。6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

感じた。48人 感じなかった。13人

No. 5 その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為（勧誘、配達、支払い場所等）について、ご意見があれば記入してください。

No.	意見要旨	意見数
1	個人情報や電話番号の提供の観点から、自由に情報提供に大至し、重宝や圧迫をすることは是非すべき。	12
2	購読をやめたいと思っているが、言い出せずかられない。	10
3	購読を断ることや断りすることは、心理的な負担が大きいです。各機関紙の役割という圧力を感じる。	8
4	庁舎内での勧誘や配達、集金は、やめるべき（禁止すべき）である。	7
5	ひとつとして、統一して契約解除を申し入れ、その上で、購読希望の有無に応じて意思を伝える、購読希望の有無に合わせた対応の強化を要する、購読を断るべき。	6
6		6

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケートの結果概要について

1 経緯
令和2年第1回港区議会公開説明会において、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の状況等を求める請願（第10号第2号、以下「本件請願」といいます。）が提出されました。本件請願の趣旨は、職員が庁舎内において政党機関紙の購読を勧められたこと、また、その際に心理的な圧力を感じたことがあるかどうか、職員の契約断りに関する調査の実施し、仮に心理的な圧力を受けたことがある職員がいた場合は、適切な対応を求めるものです。

2 職員アンケートの結果
(1) 目的
本件請願が採択されたことを踏まえ、公明の中立性、公正性等の観点から、政党機関紙の庁舎内における勧誘行為について再検討するため、

●千葉市（千葉県）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火)～10月27日(火)

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか
問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか	
	ある	ない
	546人 73.3%	199人 26.7%

購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

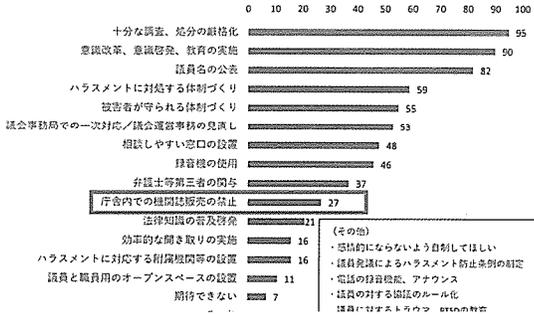
問2	購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか	
	感じた	感じない
	377人 69.0%	159人 29.1%
	10人 1.8%	

ハラスメント防止条例制定にむけたアンケート調査事例

職員から「政党機関紙の強要はパワハラ」との指摘相次ぐ

兵庫県朝来市

14 ハラスメント防止のために望むことはなんですか？



兵庫県朝来市が実施した職員アンケートでは、「ハラスメント防止のために望むことはなんですか？」との質問に、27名が「庁舎内での機関誌販売の禁止を望む」と回答した。

アンケート実施後、「朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例」を制定。議員から職員へのハラスメント防止のための研修を行うなど、健全な職場づくりへの努力を続けている。

千葉県柏市

ハラスメントアンケートを大規模に実施

市議からのパワハラ被害の上位4番目に「機関紙の勧誘/購読の強要」があげられる

千葉県の柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。議員が他議員のハラスメント行為を見聞きした際に議長への報告が責務となる。条例案は全会派でつくる検討会がまとめ、議員提案として出された。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施した。その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘/購読の強要」の訴えがあった。

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」についての以下の見解を本会に寄せてくださった。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります。しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 太田和美



調査結果の概要		
【目的】	ハラスメント防止条例制定のための検討にあたり、ハラスメントの実態把握	
【実施期間】	令和5年4月17日～令和5年4月21日	
【対象者】	L・I・N・K・Dを保有する職員並びに議員	
【方法】	匿名による庁内アンケート並びにL・I・N・EWORKSアンケート（匿名回収）	
【回答者数】	職員：1,827人 議員：24人	
問1	あなたは柏市議会議員からハラスメントを受けたことがありますか？	
	ある - 157 (8.6%)	
問2	あなたは柏市議会議員または柏市職員が、柏市議会議員からハラスメントを受けたことがありますか？	
	ある - 316 (17.3%)	
問3/問4	どのようなハラスメント行為がありましたか。	
【パワハラ】	さまざまな声をあげ、必要以上な資料の配布、意に合わない対応に悩む（精神的攻撃）	169
【セクハラ】	既婚又は彼女がいるのか聞かれる、早く結婚しろと言われる等により苦痛を感じる等（発言）	154
【セクハラ】	プライベートの話を職場等で大きな声で話されることにより、苦痛を感じる（発言）	105
【セクハラ】	プライベートの話を職場に聞かれることにより、苦痛を感じる（発言）	100
【セクハラ】	性的な言葉を言われる、差別的なことを話している（発言）	73
【パワハラ】	強制的・差別的な発言/罵倒等の発言	16
【パワハラ】	人格を否定する発言/個人を攻撃する発言	12
【パワハラ】	機関紙の勧誘/購読の強要	7
【パワハラ】	理不尽な要求	7
【パワハラ】	子供の有無に関する発言	7
【パワハラ】	セクハラ以外のプライベートの話を聞かれる/される	7
【パワハラ】	挨拶しても無視される等（人間関係からの切り離し）	6
【パワハラ】	対応を慢速する議員の発言	6
【セクハラ】	身体を触られる（身体接触）	5
【パワハラ】	物を投げつけられる、殴られる、脅かされる等の発言（身体的攻撃）	5

パワハラ防止法による措置義務

パワハラ防止法では地方自治体に対して、「各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況の如何を問わず、必ず講じなければならないものです」と定めています。措置義務として「事実関係を迅速かつ正確に確認すること」「事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと」「再発防止に向けた措置を講じること」とされており、市区町村の約90%が「措置済み」と回答しています。

近年、政党機関紙の勧誘に関する実態調査が増加している背景として地方公共団体の措置義務が根拠の一つとなっているものと考えられます。

別添 2

パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】 都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）

【調査時点】 令和3年6月1日現在

1. 措置の実施状況	都道府県47		指定都市20		市区町村1721	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) パワーハラスメントの内容と、パワーハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.6% (1,542)	10.4% (179)
(2) パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	81.2% (1,397)	18.8% (324)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	94.1% (1,620)	5.9% (101)
(4) 相談窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、パワーハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.3% (1,605)	6.7% (116)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.6% (1,645)	4.4% (76)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.5% (1,644)	4.5% (77)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.2% (1,639)	4.8% (82)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.7% (1,613)	6.3% (108)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	90.0% (1,549)	10.0% (172)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.7% (1,526)	11.3% (195)

(図表) 総務省・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について

https://www.soumu.go.jp/main_content/000791214.pdf

<関連法案、厚生労働省指針>

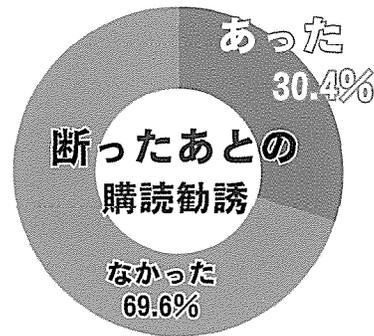
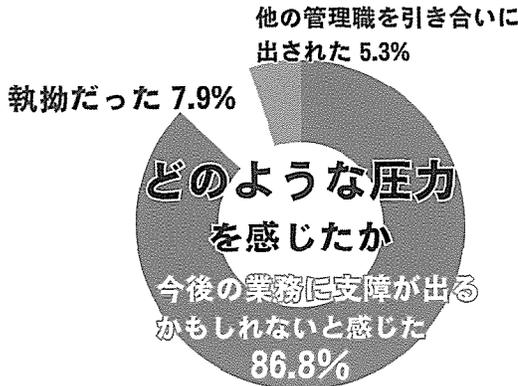
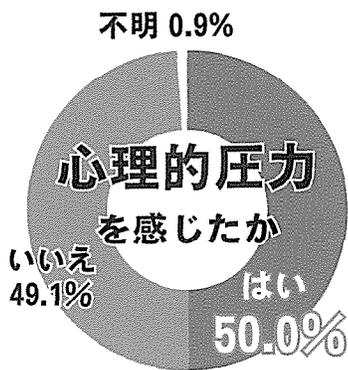
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

【自治体事例】宇都宮市調査結果と市議会対応

調査結果

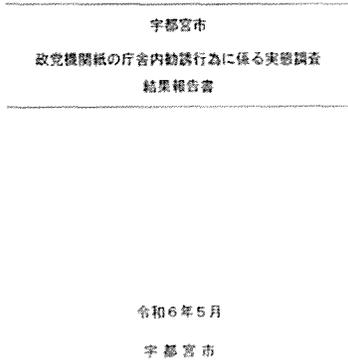
政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等
 図表は調査結果に基づき本会で作成



対象：管理職 228名 回答 175名（回答率 76.8%） 期間：令和6年4月30日～5月7日
 結果：市議会議員等から勧誘を受けたと93人（5割強）が回答。勧誘された時期は、半数以上が管理職昇進時だった。勧誘を受けた際、5割（55人）が心理的圧力を感じた。圧力の内容は、「購読を断ったら」「今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」が9割弱だった。自由回答欄には「退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない」等のコメントが並んだ。

宇都宮市議会の対応「勧誘禁止を確認」

ハラスメント防止、コンプライアンス意識徹底を



調査結果を受け、馬上剛議長が議員団を代表し、声明を表明（六月二十八日）

【実態調査報告書を受けた議長声明の要旨】（市議会ウェブより）

- 庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為の禁止を徹底する
- 議員一人ひとりが、ハラスメント防止やコンプライアンスに対する意識をより一層深め、市民福祉の向上と地域社会の発展のため、市職員と議員の緊密な連携協力のもと、宇都宮市議会の適切な運営に努める

宇都宮市が行った「政党機関紙勧誘の実態調査」の結果報告書 QRコードより閲覧可

日本共産党議員による職員の皆様への謝罪

日本共産党福田久美子議員は、調査結果を受けて市議会へ謝罪すると共に市民への説明責任として市議会へ謝罪文を掲載した。（令和六年十月発行）



倫理委員会の設置と審査結果について
 3年11月4日開催の各会派代表者会議において、政党機関紙の勧誘を目的とした幹部職員への訪問は自衛する旨の報告がなされましたが、その後も引き続き議員の立場を利用して勧誘行為をしていたとして、福田久美子議員に対し、宇都宮市議会議員の倫理に関する条例に基づき令和6年6月28日に審査請求書が提出されました。審査請求により設置された倫理委員会（福田典功委員長）において、4回にわたり審査が行われ、次のとおり議長へ報告されました。
 ・当該議員について、宇都宮市議会議員の倫理に関する条例第3条第5号に定める倫理基準「議員の品位と名譽を著しく損なう行為をしないこと」に違反すると認定
 ・議員の掲載案については、当該議員に対して、「購読における謝罪文の読み上げ」及び「議会広報紙による公表」とすることを決定
 委員会の審査結果報告を受け、議長は、「説明における謝罪文の読み上げ」を「議会広報紙による公表」とし、10月11日の本会議において当該議員が謝罪文の読み上げを行いました。
 【謝罪文概要】政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます。宇都宮市行政管理局のルールに従い、趣旨を踏まえ正確に対応していく。議員としての職責に於けるべき点について反省し、今後さらなる議員倫理を自覚し、議員の品位を著すことのないよう努めていく。

政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます

庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（75自治体）

北海道	■ 千歳市 ■ 釧路市	千葉県	■ 千葉市 ■ 習志野市 ■ 大網白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市 ■ 銚子市 ■ 神崎町 ■ 九十九里町	長野県	■ 岡谷市
青森県	■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町		東京都	岐阜県	■ 中津川市
岩手県	■ 滝沢市			愛知県	■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 安城市 ■ 津島市 ■ 蒲郡市 ■ 幸田町
秋田県	■ 北秋田市 ■ 湯沢市 ■ 潟上市 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村	港区 ■ 目黒区 ■ 狛江市 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市		兵庫県	■ 高砂市 ■ 明石市 ■ 芦屋市 ■ 西宮市 ■ 豊岡市
山形県	■ 山形市 ■ 寒河江市	神奈川県	■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 逗子市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 真鶴町 ■ 松田町 ■ 寒川町 ■ 清川村	熊本県	■ 荒尾市
福島県	■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塩原村		鹿児島県	■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市	
栃木県	■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町				
群馬県	■ 沼田市 ■ 甘楽町				
埼玉県	■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町				

陳情採択された75議会のうち、近年2年間で採択されたのが69議会にのぼります。令和2年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことを受け、ハラスメント防止の観点から、庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えられます。

ハラスメント防止条例制定相次ぐ（現在85自治体）



地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。（新聞記事より）

議員と職員は本来的には対等の関係であるのは当然のこと。しかしながら、ハラスメント行為があれば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められます。真摯なる善処をお願い致します。